

| | | |
|----------------|--|---|
| 第 6655 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 4月 5日 月曜日 |

| | |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp |
|-----|--|

♠ 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金

Q：緊急事態宣言の影響に係る一時支援金の給付制度が創設されたとか。どのような内容なのですか？

A：次のような内容です。

【解説】

さきごろ、中小企業庁から「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の概要について」が公表されました。

概要は次のとおりです。

①概要

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者に対し、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」が給付されます。

②給付対象

- ・緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
- ・2019年又は2020年比で、2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること

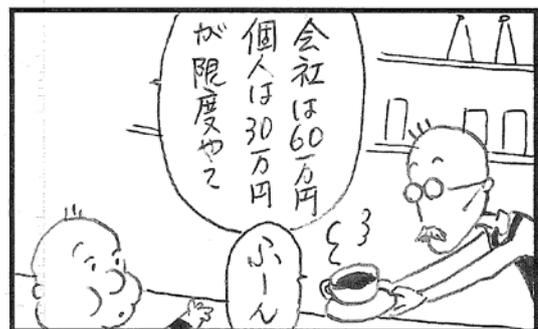
③給付額

2020年又は2019年の対象期間の合計売上－2021年の対象月の売上×3か月

- ・中小法人等 上限60万円
- ・個人事業者 上限30万円
- ・対象期間 1月～3月
- ・対象月 対象期間から任意に選択した月

④申請受付期間

2021年3月8日から5月31日まで



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】